

お客さま各位

甲府信用金庫

各種規定改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫は手形・小切手の全面的な電子化への取り組みとして、令和8年9月30日を手形・小切手の最終振出期限とし、同日をもって他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金および代金取立の受付を終了させていただくため、下記のとおり各種規定を改定いたします。

なお、改定日以前に当座勘定をご契約いただいているお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日 令和8年10月1日（木）

2. 改定規定

- (1) 当座勘定規定書（一般用）
- (2) 普通預金・無利息型普通預金規定
- (3) 「通帳レス口座」取扱規定
- (4) 貯蓄預金規定
- (5) 納税準備預金規定
- (6) 定期預金規定集（通帳式）
- (7) 期日指定定期預金規定（非自動継続型・自動継続型）
- (8) 自由金利型定期預金〔M型〕規定（スーパー定期）（非自動継続型・自動継続型）
- (9) 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）（非自動継続型・自動継続型）
- (10) 変動金利定期預金規定（非自動継続型・自動継続型）
- (11) 新型複利定期預金規定（非自動継続型・自動継続型）
- (12) 定期積金（スーパー積金）規定
- (13) 通知預金規定
- (14) 外貨普通預金規定
- (15) 外貨定期預金規定

3. 改定内容

各種規定の新旧比較表のとおり

4. その他

ご不明な点等ございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上

当座勘定規定書（一般用） 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p>●当座勘定規定（一般用） ●約束手形用法 ●為替手形用法 ●小切手用法</p> <p style="text-align: right;">令和8年10月1日現在</p> <p style="text-align: center;">当座勘定規定（一般用）</p> <p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第2条～第6条 省略</p> <p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、令和8年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、令和8年9月30日までに振出してください。</p> <p>(2) 取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和8年9月30日までに振出された手形であることを確認してください。</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>第9条～第17条 省略</p> <p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和8年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</p> <p>(2) 省略</p> <p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）</p>	<p>●当座勘定規定（一般用） ●約束手形用法 ●為替手形用法 ●小切手用法</p> <p style="text-align: right;">令和7年10月1日現在</p> <p style="text-align: center;">当座勘定規定（一般用）</p> <p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第2条～第6条 省略</p> <p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>第9条～第17条 省略</p> <p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 省略</p> <p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）</p>	<p>変更</p> <p>手形・小切手の受入不可要件を追加</p> <p>手形・小切手の支払不可要件を追加</p> <p>手形・小切手の最終振出期限（令和8年9月30日）を追加</p> <p>手形・小切手要件の記載を必須に変更</p> <p>手形・小切手の支払拒絶要件を追加</p>

当座勘定規定書（一般用） 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p>があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、令和8年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</p> <p>(2) 省略</p> <p>～以下、省略～</p> <p>約束手形用法</p> <p>1. ～2. 省略</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>～以下、省略～</p> <p>為替手形用法</p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>～以下、省略～</p> <p>小切手用法</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。 なお、令和8年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>～以下、省略～</p>	<p>があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 省略</p> <p>～以下、省略～</p> <p>約束手形用法</p> <p>1. ～2. 省略</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>～以下、省略～</p> <p>為替手形用法</p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>～以下、省略～</p> <p>小切手用法</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p>～以下、省略～</p>	<p>手形・小切手の支払拒絶要件を追加</p> <p>振出日等の記載を必須に変更</p> <p>振出日等の記載を必須に変更</p> <p>手形・小切手の支払不可要件を追加</p>

普通預金・無利息型普通預金規定 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: right;">令和8年10月1日現在</p> <p>1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 (2)～(5) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p style="text-align: right;">令和3年6月1日現在</p> <p>1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。 (2)～(5) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p>変更</p> <p>手形・小切手の受入 不可要件を追加</p>

「通帳レス口座」取扱規定 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: right;">(令和8年10月1日現在)</p> <p>1. ～6. 省略 7. (預金の受入れ) 当金庫の窓口で通帳レス口座に現金、手形、小切手等で直ちに取立のできるものを受け入れるときは、当金庫所定の書類を提出してください。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p style="text-align: right;">(令和7年9月22日現在)</p> <p>1. ～6. 省略 7. (預金の受入れ) 当金庫の窓口で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類を提出してください。</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p>変更</p> <p>手形・小切手等の受入要件を明記 手形・小切手の受入不可要件を追加</p>

貯蓄預金規定 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: right;">令和8年10月1日現在</p> <p>1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受け入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 (2)～(5) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p style="text-align: right;">令和3年6月1日現在</p> <p>1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受け入れます。 (2)～(5) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p>変更</p> <p>手形・小切手の受入 不可要件を追加</p>

納税準備預金規定 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: right;">令和8年10月1日現在</p> <p>1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 (2)～(5) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p style="text-align: right;">令和3年6月1日現在</p> <p>1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。 (2)～(5) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p>変更</p> <p>手形・小切手の受入 不可要件を追加</p>

定期預金規定集（通帳式） 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p>○ 期日指定定期預金規定 （非自動継続型・自動継続型）</p> <p>○ 自由金利型定期預金[M型]規定（スーパー定期） （非自動継続型・自動継続型）</p> <p>○ 自由金利型定期預金規定（大口定期預金） （非自動継続型・自動継続型）</p> <p>○ 変動金利定期預金規定 （非自動継続型・自動継続型）</p> <p>○ 新型複利定期預金規定 （非自動継続型・自動継続型）</p> <p>○ 定期預金共通規定</p> <p style="text-align: right;">令和8年10月1日現在</p> <p style="text-align: center;">～前略～</p> <p style="text-align: center;">定期預金共通規定</p> <p>1.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類で直ちに取立のできるものを受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p>○ 期日指定定期預金規定 （非自動継続型・自動継続型）</p> <p>○ 自由金利型定期預金[M型]規定（スーパー定期） （非自動継続型・自動継続型）</p> <p>○ 自由金利型定期預金規定（大口定期預金） （非自動継続型・自動継続型）</p> <p>○ 変動金利定期預金規定 （非自動継続型・自動継続型）</p> <p>○ 新型複利定期預金規定 （非自動継続型・自動継続型）</p> <p>○ 定期預金共通規定</p> <p style="text-align: right;">令和6年4月1日現在</p> <p style="text-align: center;">～前略～</p> <p style="text-align: center;">定期預金共通規定</p> <p>1.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p>変更</p> <p>小切手等の受入要件を明記 手形・小切手の受入不可要件を追加</p>

期日指定定期預金規定（非自動継続型・自動継続型） 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: right;">令和8年10月1日現在</p> <p style="text-align: center;">期日指定定期預金・自動継続期日指定定期預金共通規定</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類で直ちに取立のできるものを受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p style="text-align: right;">令和6年4月1日現在</p> <p style="text-align: center;">期日指定定期預金・自動継続期日指定定期預金共通規定</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p>変更</p> <p>小切手等の受入要件を明記</p> <p>手形・小切手の受入不可要件を追加</p>

自由金利型定期預金[M型]規定（スーパー定期）（非自動継続型・自動継続型） 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: right;">令和8年10月1日現在</p> <p style="text-align: center;">自由金利型定期預金[M型]（スーパー定期）・自動継続自由金利型定期預金[M型]（自動継続スーパー定期）共通規定</p> <p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類で直ちに取立のできるものを受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p style="text-align: right;">令和6年4月1日現在</p> <p style="text-align: center;">自由金利型定期預金[M型]（スーパー定期）・自動継続自由金利型定期預金[M型]（自動継続スーパー定期）共通規定</p> <p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p>変更</p> <p>小切手等の受入要件を明記</p> <p>手形・小切手の受入不可要件を追加</p>

自由金利型定期預金規定（大口定期預金）（非自動継続型・自動継続型） 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: right;">令和8年10月1日現在</p> <p>自由金利型定期預金（大口定期預金）・自動継続自由金利型定期預金（自動継続大口定期預金）共通規定</p> <p>1.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類で直ちに取立のできるものを受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p style="text-align: right;">令和6年4月1日現在</p> <p>自由金利型定期預金（大口定期預金）・自動継続自由金利型定期預金（自動継続大口定期預金）共通規定</p> <p>1.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p>変更</p> <p>小切手等の受入要件を明記</p> <p>手形・小切手の受入不可要件を追加</p>

変動金利定期預金規定（非自動継続型・自動継続型） 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: right;">令和8年10月1日現在</p> <p>変動金利定期預金・自動継続変動金利定期預金共通規定</p> <p>1.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類で直ちに取立のできるものを受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p style="text-align: right;">令和6年4月1日現在</p> <p>変動金利定期預金・自動継続変動金利定期預金共通規定</p> <p>1.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p>変更</p> <p>小切手等の受入要件を明記</p> <p>手形・小切手の受入不可要件を追加</p>

新型複利定期預金規定（非自動継続型・自動継続型） 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: right;">令和8年10月1日現在</p> <p style="text-align: center;">○新型複利定期預金・自動継続新型複利定期預金共通規定</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類で直ちに取立のできるものを受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p style="text-align: right;">令和2年4月1日現在</p> <p style="text-align: center;">○新型複利定期預金・自動継続新型複利定期預金共通規定</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p>変更</p> <p>小切手等の受入要件を明記</p> <p>手形・小切手の受入不可要件を追加</p>

定期積金（スーパー積金）規定 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: right;">令和8年10月1日現在</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類で直ちに取立のできるものを受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p style="text-align: right;">令和2年4月1日現在</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p>変更</p> <p>小切手等の受入要件を明記</p> <p>手形・小切手の受入不可要件を追加</p>

通知預金規定 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: right;">令和8年10月1日現在</p> <p>1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類で直ちに取立のできるものを受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 省略 ～以下、省略～</p>	<p style="text-align: right;">令和2年4月1日現在</p> <p>1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 ～以下、省略～</p>	<p>変更</p> <p>小切手等の受入要件を明記 手形・小切手の受入不可要件を追加</p>

外貨普通預金規定 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: right;">令和8年10月1日現在</p> <p>1. ～3. 省略 4. (預金口座への受入れ) (1)～(2)省略 (3) 取引店以外を支払場所とする手形、小切手その他の証券類で直ちに取立のできるものは、代金取立として取り扱い、決済を確認した後にこの預金口座に受け入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は取り扱いをいたしません。代金取立については、別に定める当金庫所定の代金取立規定により取り扱います。 ～以下、省略～</p>	<p style="text-align: right;">令和2年4月1日現在</p> <p>1. ～3. 省略 4. (預金口座への受入れ) (1)～(2)省略 (3) 取引店以外を支払場所とする手形、小切手その他の証券類は、代金取立として取り扱い、決済を確認した後にこの預金口座に受け入れます。代金取立については、別に定める当金庫所定の代金取立規定により取り扱います。 ～以下、省略～</p>	<p>変更</p> <p>小切手等の受入要件を明記 手形・小切手の受入不可要件を追加</p>

外貨定期預金規定 新旧比較表（網掛け部分が改定箇所）

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: right;">令和8年10月1日現在</p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. (証券類の受入れ)</p> <p>小切手その他の証券類で直ちに取立のできるものは、代金取立として取り扱い、決済を確認した後にこの預金として受け入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は取り扱いをいたしません。</p> <p>代金取立については、別に定める当金庫所定の代金取立規定により取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p style="text-align: right;">令和2年4月1日現在</p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. (証券類の受入れ)</p> <p>小切手その他の証券類は、代金取立として取り扱い、決済を確認した後にこの預金として受け入れます。</p> <p>代金取立については、別に定める当金庫所定の代金取立規定により取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">～以下、省略～</p>	<p>変更</p> <p>小切手等の受入要件を明記</p> <p>手形・小切手の受入不可要件を追加</p>